

令和 7 年 5 月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令 和 7 年 5 月 7 日
武 雄 市 農 業 委 員 会

令和 7 年 5 月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和 7 年 5 月 7 日（水）
（開会） 1 3 時 3 0 分 （閉会） 1 4 時 1 5 分

2. 場 所 武内公民館会議室

3. 農業委員出席状況 出席者 1 7 人 欠席者 2 人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		1 1	古川さゆり	○	
2	松尾 初秋	○		1 2	原田 宗喜	○	
3	松尾 隆博	○		1 3	松岡 知子	○	
4	岩橋 久美	○		1 4	井手 広夫	○	
5	中村 和仁	○		1 5	田栗 由紀男		○
6	池田 有	○		1 6	渡邊 千枝子	○	
7	田代 了三	○		1 7	澤井 富二郎		○
8	笠原 勝廣	○		1 8	坂口 友久	○	
9	原口 保徳	○		1 9	相原 經憲	○	
1 0	川口 敏広	○					

4. 協議事項

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 1 0 件
 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 2 件
 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 3 件
 議案第 4 号 農用地利用集積集積等促進計画（案）について
 議案第 5 号 武雄市非農地証明願について 4 件
 議案第 6 号 武雄市農業委員会委員候補者評価委員会設置規程の一部改正について
 報告第 1 号 非農地判断について

5. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局

定刻になりましたので、令和 7 年 5 月の農業委員会総会を始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日は、15 番田栗 由紀男委員、17 番澤井富二郎委員より欠席の届出がっております。

欠席者 2 名ということで、在任委員の過半数以上の出席となっております。

農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本日の総会は成立をいたしております。

それでは議事に入りたいと思います。会長、よろしくお願いします。

- 会 長 （農業情勢等の報告等については省略）
ただ今から、令和 7 年 5 月の武雄市農業委員会総会を開会します。
本日の議事録署名人に、11 番 古川 さゆり 委員、19 番 相原 經憲 委員を指名します。
今回は、議案第 1 号から第 6 号までの審議をお願いいたします。
発言される委員の方は、挙手のうえ番号を言って、議長の発言許可を受けてから、発言をしてください。
それでは、議案審議に入ります前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 4 月総会審議後の転用許可状況について報告。

- 会 長 事務局から報告がありましたが、皆様からお尋ね等ございませんか。

（質疑なし）

会 長 特にないようでございますので、議案審議に入ります。

《議案第 1 号 農地法第 3 条 許可申請》

- 会 長 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請を議題といたします。
農地法第 3 条の規定による許可申請が 10 件提出されています。
この議案について、事務局からの説明をお願いいたします。

- 事務局 議案第 1 号についてご説明いたします。資料は、議案書の 1 ページからです。
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請です。
申請番号 1 番です。土地は〇〇町の畑 2 筆で 150 平米です。申請事由です。譲渡人は、高齢で後継者もないため譲渡したい。譲受人は、小作で作っているので譲り受けたい。農地の価格は、2 筆で〇〇円で取引をされております。
申請番号 2 番です。土地は〇〇町の田 1 筆の 2,457 平米です。譲渡人は、義理の息子であり、10 年位前から耕作してもらっているのです。譲りたい。譲受人は、農地を譲り受け、農地の維持・管理を継続するという。生前に贈与されるということです。
申請番号 3 番です。土地は〇〇町の畑 1 筆の 256 平米です。譲渡人は町外に居住しているため、耕作・管理することができない。譲受人は、自宅に近く耕作しやすいということで、土地の価格は発生しておりません。

申請番号 4 番です。土地は〇〇町の田 2 筆の 4,148 平米です。譲受人は申請番号 1 の方と同じです。申請事由です。譲渡人は高齢のため、耕作・管理ができない。譲受人は、自宅に近く耕作しやすいということで、農地の価格は 2 筆で〇〇円です。

申請番号 5 番です。土地は〇〇町の畑 1 筆の 115 平米です。申請事由です。譲渡人は市外に居住しているため、耕作・管理が難しい。譲受人は、自宅に近く、耕作しやすいということで、農地の価格は〇〇円です。

申請番号 6 番です。土地は〇〇町の畑 1 筆で 134 平米です。申請事由は、譲渡人は、市外に居住しているため、耕作・管理が難しい。譲受人は、令和 7 年 5 月に農地の隣に引っ越す予定で、自宅となる場所に近く、耕作しやすいということで、農地の価格は〇〇円です。

申請番号 7 番です。土地は〇〇町の畑 4 筆の 606 平米です。申請事由は、譲渡人は市外に居住しているため、耕作・管理が難しい。譲受人は、畑の近くに移住する予定であり、家の周りに畑があり、耕作しやすいということで申請がされています。農地の価格は〇〇円です。

申請番号 8 番です。土地は〇〇町の田 3 筆、畑 9 筆、合計 12 筆、11,477 平米です。申請事由は譲渡人は高齢のため、耕作・管理することができない。譲受人は、父から譲り受け、維持・管理していくということで、生前贈与によるものです。

申請番号 9 番です。農地は〇〇町の田 5 筆、畑 2 筆の合計 7 筆、6,653 平米です。申請事由は、譲渡人は市外に居住するため、耕作・管理することができない。譲受人は、自宅に近く耕作しやすい。また後継者もいるということで、農地の価格は全部で〇〇円です。

申請番号 10 番です。農地は〇〇町の田 1 筆の 1,583 平米です。申請事由は、譲渡人は高齢で後継者がおらず、耕作・管理することができない。譲受人は、自宅に近く、耕作しやすく、後継者もいるということで、農地の価格は〇〇円です。

以上 10 件につきまして、農地法第 3 条許可の判断基準を満たしていると判断いたします。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 議案の説明が終わりました。この 10 件について、地元委員さんからの補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。何かございませんか。

会 長 地元委員の補足説明も特にございませんので、質疑を始めます。ご意見、ご質問等あれば出していただきたいと思います。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 他に質疑も無いようですので質疑をとどめます。議案第 1 号 農地法第 3

条の規定による 10 件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による 10 件の許可申請については、許可することに決しました。

————— 《議案第 2 号 農地法第 4 条 許可申請》 —————

会 長 次に議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第 4 条の規定による許可申請が 2 件提出されております。この議案について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてご説明いたします。資料は 5 ページになります。

申請番号 1 番、土地は〇〇町の田 1 筆、254 平米。申請事由です。周辺が宅地化され、貸し駐車場の要望があり、貸し駐車場として利用したいということです。工事完了の時期は、着工後 1 か月。農地区分及び許可基準の該当事項は、議案書記載のとおりです。

申請番号 2 番、土地は〇〇町の田 1 筆、990 平米。申請事由です。現公民館の老朽化・劣化が激しい。水害時の避難場所や区民の活動場所として新たに公民館を建設するということです。工事完了の時期は、令和 8 年 3 月末です。農地区分及び許可基準の該当事項は、議案書記載のとおりです。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明をお願いいたします。その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。
〇〇委員、お願いします。

〇〇番 水田にも特に影響ないと思いました。

会 長 地元委員さんの補足説明が終わりましたので、質疑を開始いたします。何かございませんか。

〇〇番 申請番号 1 番の地目が畑、田とはどういうことでしょうか。

事務局 登記簿の地目は、田ですが、現況は畑で野菜等を作っているようです。道路側溝も入っており、砂利敷で雨水は地下浸透になります。

会 長 他にございませんか。

〇〇番 〇〇区の公民館ということで、区の皆さんが話し合っ
て申請を出されたわけだから、色々は言えない。

会 長 他にございませんか。

(質疑なし)

会 長 他に質疑も無いようですので、議案第 2 号の質疑をとどめます。
議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による 2 件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事
に送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による 2
件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

《議案第 3 号 農地法第 5 条 許可申請》

会 長 次に、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請を議題といたしま
す。農地法第 5 条の規定による許可申請が 3 件提出されております。この議
案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 3 号について、ご説明いたします。
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請です。
申請番号 1 番、土地は〇〇町の畑 2 筆、442 平米。土地分譲に適した土地を
探していたところ、住宅環境及び交通事情も良く、分譲地として需要がある
と判断したためということで、雑種地を含めた総面積 472.84 平米に宅地分譲
1 区画を計画されております。工事完了の時期は令和 7 年 12 月末となってい
ます。

申請番号 2 番、土地は〇〇町の畑 2 筆、638 平米。申請事由です。現在、民
間長屋住宅に住んでいるが、子どもの成長に伴い、部屋が狭くなり、住環境
の良好な申請地に戸建住宅を建設したいということで、一般住宅を計画され
ております。農振除外済です。工事完了の時期は令和 7 年 12 月です。

申請番号 3 番、土地は〇〇町の畑 2 筆 584 平米。利便性、環境を考慮して
住宅の供給をするにあたり、小学校に近く、周辺にはスーパーなどがあり、
生活環境も整っているため選定したということで、建売分譲住宅 2 区画を計
画されております。〇〇番 4 は農振除外済です。工事完了の時期は令和 7 年
12 月中旬となっております。

農地区分の該当事項及び許可基準の該当事項は、議案書記載の通りです。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく願います。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明をお願いいたします。その説明を受けてから、質疑に入りたいと思います。
○○委員、お願いいたします。

○○番 2 番の件ですが、推進委員と二人で確認に行って参りました。農地区分にありますように、中山間地域に存在する農地です。周辺の農地等には影響はないかなと思いましたが、消毒散布の際に住宅に影響がないかなとは思いました。

会 長 地元委員さんの説明が終わりましたので、質疑を開始いたします。
何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは質疑等もないようですので、議案第 3 号の質疑をとどめます。
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 3 件については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 3 件については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

————— 《議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）》 —————

会 長 次に、議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）について説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、農業委員会の意見を聴取するものです。

1 ページをご覧ください。こちらに「令和 7 年度第 2 号利用集積等促進計画（案）」を記載しています。

2 ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

全体の合計といたしましては、田、新規 7 件、12 筆、18,140 平米。

再設定 28 件、50 筆、60,138 平米。

畑、新規 1 件、2 筆、9,800 平米となっています。

3 ページ以降に各町の詳細を記載しています。

また、利用権の解除については 18 ページに記載しておりますのでご確認ください。

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第 4 号について、質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇番 6 ページの〇〇町の分、借受人が〇〇県に住んでいるとなっているが、耕作に来られるのか。

事務局 この借受人は、ご家族が〇〇に住んでおられます。この方も月の半分は〇〇に住まわれて、仕事はリモートワークで、農作業をされるということです。

会 長 他にございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、意見もないようでございますので、議案第 4 号の質疑をとどめます。議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）について、原案どおり「意見なし」と回答することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）については、原案どおり「意見なし」と回答することに決しました。

《議案第 5 号 武雄市非農地証明願申請》

会 長 次に議案第 5 号 武雄市非農地証明について、を議題といたします。このことについて、4 件の証明願が提出されています。この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 5 号について御説明いたします。資料は、議案書 8 ページです。
申請番号 1 番、土地は〇〇町の畑 1 筆。約 30 年前からコンクリ敷で宅地化し、擁壁、進入路、平場として使っているということで、人為的に無断転用された土地であって、かつその転用行為が 20 年以上経過していることから、非農地証明事務処理要領の該当事項 5 号に該当するものと判断いたします。

申請番号 2 番、土地は〇〇町の畑 3 筆。〇〇番 4 はコンクリ敷で弟の家に行く進入路になっており、進入路として利用してから 20 年以上経過している、ということで、非農地証明事務処理要領の該当事項 5 号に該当するものと判断いたします。〇〇番 1 及び〇〇番 2 は、10 年以上耕作しておらず雑種地となっているということで、自然的荒廃土地であり、かつ耕作できなくなっから 10 年以上経過していることから、事務処理要領の該当事項 4 号に該当するものと判断いたします。

申請番号 3 番、土地は〇〇町の畑 2 筆。昭和 58 年住宅新設に際し、進入路、駐車場となっている、また、昭和 61 年頃に倉庫を建設して使用しており、今後も耕作することはない、ということで、事務処理要領の該当事項 5 号に該当するものと判断いたします。

申請番号 4 番、土地は〇〇町の畑 1 筆。平成 22 年から資材置場の出入り口として使用している。資材置場として使用する前は、建設会社の泥捨て場として約 10 年利用した、ということで、事務処理要領の該当事項 5 号に該当するものと判断いたします。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第 5 号について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

〇〇番 4 番ですが、市営〇〇住宅の反対側で、農地パトロールでも把握しておった所です。随分前からしてあって、今さらどうこうできるような土地ではないです。

会 長 地元委員の説明が終わりましたので、質疑を開始いたします。
何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 質疑も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第 5 号 武雄市非農地証明 4 件につきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第 5 号 武雄市非農地証明 4 件については、原案どおり証明することに決しました。

—————《議案第 6 号 農業委員会委員候補者評価委員会設置規程の一部改正》—————

会 長 次議案第 6 号 武雄市農業委員会委員候補者評価委員会設置規程の一部改正について、を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 6 号 武雄市農業委員会委員候補者評価委員会設置規程の一部改正について、ご説明いたします。資料は 9 ページからになります。

農業委員の改選の際に、評価委員会を開催し、自薦や各団体から推薦された委員候補者の評価を行います。その評価委員会の構成員、委員長に北川副市長と明記されています。3 月 31 日に北川副市長が退任されたことと 4/1 からの副市長 2 名体制により、この評価委員会設置規程を改正するものです。

この規程は平成 30 年に策定されましたが、平成 30 年当時も副市長 2 名体制で、北川副市長まで明記されていました。評価委員会は原則、3 年に 1 回しか開催しないこと、また 2 名の副市長の中でも事務分掌が分担がされていることから、今回は氏名までは明記せず、「副市長」とすることとしました。

施行日は公布の日からです。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

会 長 議案の説明が終わりました。議案第 6 号について、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思います。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、意見も無いようですので、議案第 6 号の質疑をとどめます。

議案第 6 号 武雄市農業委員会委員候補者評価委員会設置規程の一部改正について、原案どおり改正することにご異議ございませんか

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第 6 号は承認されました。

以上で、審議事項は終了し、次に報告事項に移ります。

—————《報告第 1 号 非農地判断》—————

会 長 次に報告第 1 号 非農地判断について、を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは別冊になりますけど、非農地判断の調査結果一覧表というのをお渡ししているかというふうに思います。

今回は武雄町の大字富岡、永島の部分になります。

武雄町大字富岡、永島全域から非農地調査対象農地を 115 筆抽出し、調査結

果 111 筆を非農地として判断しました。

調査については、地目が宅地及び現況が宅地に隣接する農地を除き林野化した田畑を対象としました。まず、航空写真から山林と判断できるものと現地確認が必要なものに分けてから、農業委員、推進委員に現地確認をお願いしました。農地の中で農振地の農地については、特に注意して非農地判断を行ってもらいました。調査は、11 月 12、13 の 2 日間行ってもらい、その結果を表中央にある「判断結果」に示しています。

結果は、山林が 65%、原野が 30%、農地が 5 %程度でした。

農林課の中山間や多面交付金、ワイヤー・電気柵の補助金等については、該当なしで確認済です。

非農地通知を 59 人、111 筆の所有者に令和 7 年 2 月 14 日に送付し、異議が無いかの確認を行いました。結果、農地として使用するものは 0 件、郵便が届かなかったものが 1 件あり、110 筆を法務局へ送付する予定です。

法務局に今年の 1 月 14 日に橘町の 46 件を第 1 便で提出し、3 月末で 174 件全部完了し、4 月 21 日に朝日町大字甘久分 83 件を申請しました。登記完了次第、武雄町大字富岡・永島を申請していきます。

登記事務に 1 月に 70 件程度となっているため、法務局の進行状況を見ながら現地調査をお願いすることになります。

今後の予定についてですが、本日、朝日町の大字中野分 513 件を非農地通知を送付し、1 月間の確認を取ることにしています。

現地調査は、武雄町大字武雄の 455 件を 5 月 2 日に終了してもらいました。他町については、法務局の登記事務進行状況を見ながら、後だって連絡したいと思います。

会 長 事務局の説明が終わりました。報告第 1 号について、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思います。何かございませんか。

〇〇委員、早く回れる手段なんか、教えてください。

〇〇番 前は 2 人 1 組で回っていたけど、今回は 4 人で役割分担をして、土地を探す人、写真を撮る人、ホワイトボードを持つ人など、分担して行ったら、早く済んだ。

会 長 お疲れ様でした。
他に何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、他に意見も無いようですので、報告第 1 号の質疑をとどめます。

《閉 会》

会 長 それでは以上をもちまして、本日、準備された議案につきましては、すべて終了しました。これをもちまして、令和 7 年 5 月の農業委員会総会を終わります。